

平成 28 事業年度 事業計画書
(平成 28 年 7 月変更)

平成 28 年 2 月
指定海上防災機関
一般財団法人海上災害防止センター

平成 28 事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間）における指定海上防災機関一般財団法人海上災害防止センターの事業計画は、次のとおりとする。

平成 28 事業年度においては、海上で培った HNS 等の防除や火災消火に関する知識・技能を活用し、継続して日本の海上防災体制の強化に努めるとともに、益々関心が高まっている湖沼・河川その他道路や倉庫など陸上における防災業務についても、陸上の危険物輸送事業者等に対し積極的にセンターの活用を働きかけ陸上防災体制の充実を図り、海陸一体となった日本の防災体制の構築を目指す。

西日本支所（神戸市）においては、設置後 2 年が経過し、その間、新規職員の採用や事務所の改修工事を行うなど、分析業務を行うための業務執行体制を整備してきた。本事業年度はこの体制を基礎として、さらに防災業務の充実強化を図り、本部（横浜市）と連携して迅速かつ的確な事故対応体制を提供する。

また、昨年 9 月に取りまとめられた「危険物火災に対する消防能力向上に関する調査研究報告書^{*}」に基づき、第二海堡消防演習場の訓練施設の増強に向けた取り組みを推進する。

さらに、昨今の業務量の増加、業務の多様化などに適確に対応していくため、理事（常務理事）を増員し、業務執行体制の強化を図る。

※石油コンビナート災害等における消防能力の向上を図るため、学識経験者、地方自治体消防関係者、海陸の業界関係者等で構成される「危険物火災に対する消防能力向上に関する検討会（事務局：危険物保安技術協会）」が昨年 5 月に設置され、危険物を取り扱う企業の自衛防災組織の消防能力の向上を推進するための技能基準である自主基準等について検討を行い、同年 9 月に報告書が取りまとめられている。

1. 海上防災業務

(1) 1・2号業務（防災措置の実施）

① 排出油等防除措置

海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託を受けて、排出油等の防除のための措置を実施する。

② 消防措置

船舶所有者その他の者からの委託を受けて、消火及び延焼の防止のための措置を実施する。

(2) 3号業務（防除資機材の保有等）

① 特定油防除資機材の保有等

ア 特定油防除資材及び油回収装置を保有し、船舶所有者その他の者からの依頼に応じ、その利用に供する。

特定油防除資材備付基地

33 基地

- 油回収装置配備基地 10 基地
- イ 特定油防除資材又は油回収装置の保管等を委託している業者に、油回収装置の運用、特定油防除資材の搬出訓練を実施させる。
- 特定油防除資材搬出訓練予定基地 33 基地
- 油回収装置運用訓練予定基地 10 基地
- ウ 対象船舶が適用海域を航行するとき、船舶所有者からの要請に応じ、特定油防除資材の備付け及び油回収装置の配備を証する書類を発行する。
- 特定油防除資材備付証明書発行予定件数 1,144 件
- 油回収装置等配備証明書発行予定件数 829 件
- エ ア～ウのほか、特定油防除資材に関し企業等からの委託を受けて、資材基地の維持管理業務を行う。
- ② H N S 防除資機材等の保有等
- ア 特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（H N S）の防除資機材を保有し、及び排出油等の防除に関する知識を有する要員を確保し、船舶所有者その他の者からの委託により、その利用に供する。
- H N S 資機材要員配備基地 32 基地
- イ 対象船舶が適用海域を航行するとき、船舶所有者からの要請に応じ、H N S 防除資機材の配備及び要員の確保を証する書類を発行する。
- H N S 資機材要員配備証明書発行予定件数 1,936 件
- ③ 海上災害セーフティサービス
- 臨海部石油コンビナート地域における石油・石化企業等に対し、H N S 等の排出事故に対応するための海上災害セーフティサービス（M D S S）を提供する。
- M D S S 契約予定事業所数 235 事業所
- ④ 消防船による火災警戒
- 消防船 2 隻（おおたき及びきよたき）を保有し、船舶所有者その他の者から委託を受けて、東京湾においてタンカー等の航行中、停泊中及び荷役中の火災警戒を行う。
- 対象船舶予定隻数 1,952 隻
- ⑤ その他
- ア 船舶所有者その他の者からの委託を受けて、L N G 船等における 燃料油又は L N G 等の排出事故に対応するためのサービスを提供する。
- イ 石災法に基づく油回収装置等を保有し、東京湾において臨海部石油コンビナート地域における石油・石化企業等からの委託を受けて、その利用に供する。

ウ 船舶所有者その他の者からの委託を受けて、S T S作業中における油の排出事故に対応するためのサービスを提供する。

エ ア～ウのほか、船舶所有者その他の者からの委託を受けて、H N S等の排出事故に対応するためのサービスを提供する。

(3) 4号業務（海上防災訓練）

- ① S T C W条約に基づく船員法の規定により、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗組む船舶職員に対して消火実習を主体とした訓練を行う。また、タンカー、カーフェリー、旅客船、警戒業務用船等の乗組員、石油コンビナート企業の従業員等に対し、消防、排出油等防除訓練などの海上防災措置に関する座学及び実習を行う。

訓練受講予定者数

1,352人

- ② 防災訓練所において、臨海部石油コンビナート地域における石油・石化企業やその他各種団体等からの委託を受けて、危険物火災及び排出油等の防除などに関する教育訓練を行う。

- ③ その他

ア 契約防災措置実施者における防除措置に係る技能の向上を図るため、契約防災措置実施者に対し、危険物火災及び排出油等の防除などに関する教育訓練並びにH N S等防除資機材の取扱訓練等を行う。

イ 臨海部石油コンビナート地域における石油・石化企業等からの委託を受けて、当該企業等において危険物火災及び排出油等の防除などに関する教育訓練を行う。

ウ ア及びイのほか、企業等からの委託を受けて、当該企業等の流出油事故等への対応計画に基づく組織演習等を実施する。

(4) 5号業務（調査研究）

- ① 調査研究の実施

ア 潮流調査（姫路・君津）及びH N S等海上流出対応手法に関する調査研究

イ 液化水素運搬船の海上防災対策に関する調査研究

ウ L N G基地の海上防災対策に関する調査研究（新居浜）

エ ポンツーン内部の可燃性ガス発生及び引火に関する調査研究

オ 油回収装置性能試験

カ その他海上防災に関する調査研究

- ② 成果の普及・啓発

これまでの調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で継続公開し、引き続き、成果の普及・啓発を図る。

③ 分析業務等の実施

ア 排水の水質分析、土壌・底質分析、大気分析、作業環境分析その他船舶の飲料水や排出油の分析などを行う。

イ 船舶所有者その他の者からの委託を受けて、火薬類や危険物等の荷役立会サービスを提供する。

ウ その他船舶所有者その他の者からの委託を受けて、HNS等による各種事故原因等の調査研究を行う。

(5) 6号業務（情報の収集等）

海上防災のための措置に関する情報を収集整理し、船舶所有者その他の者への情報の提供を行う。

(6) 7号業務（指導及び助言）

船舶所有者その他の者からの委託を受けて、海上防災に関する指導助言を行う。

(7) 8号業務（国際協力）

① 開発途上国関係機関の防災従事者等に対し、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を行う。

② その他海上災害の防止に関する国際協力の推進を行う。

(8) 9号業務（その他）

(1)～(7)の業務に附帯する業務を行う。

2. 海上防災業務以外の業務

海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼさない範囲内で、湖沼、河川等において、次に掲げる業務を実施する。

(1) 防災措置の実施

危険物取扱事業者（荷主、輸入業者など）等から委託を受けて、排出油等の防除、火災及び延焼の防止のための措置を実施する。

(2) 事故対応サービス等

① 危険物質事故対応サービス（HAZMATers）

荷主・輸送会社・道路管理者等に対し、タンクローリー等により陸上輸送している危険物質の漏洩・噴出・出火等の事故に対応するための危険物質事故対応サービス（HAZMATers）を提供する。

② 危険物質事故セーフティサービス（HMS S）

危険物質の輸入業者・倉庫業者等に対し、コンテナヤードや倉庫等において一時保管している危険物質の漏洩・噴出・出火等の事故に対応するための危険物質事故セーフティサービス（HMS S）を提供する。

③ 陸上油等災害セーフティサービス（LDS S）

内陸部で油等の製造・加工等を行っている事業者に対し、当該油等の製造・加工等を行っている陸上施設からの漏洩・噴出・出火等の事故に対応するための陸上油等災害セーフティサービス（LDS S）を提供する。

④ その他

①～③のほか、危険物取扱事業者その他の者からの委託を受けて、HNS等の排出事故に対応するためのサービスを提供する。

(3) その他

(1)及び(2)の業務に附帯する業務を行う。

3. 国際関係業務

① 中東地域産油国の国営石油会社における海域環境保全強化に向けた共同事業に参加する。

② 東アジア地域等における大規模な油流出事故が発生した場合に備えた国際協力関係の充実強化を目的として、第7回 RITAG Meeting*（海洋汚染事故対応に関する地域間技術諮問会合）に参加する。（インドネシアで開催予定）

*Regional Industry Technical Advisory Group Meeting の略

*油防除能力の向上を目的として、東アジア及び東南アジア地域の油防除組織が年に1度一堂に会して、油流出事故への対策状況や技術開発などについて情報を共有するため、2010年に設立された。

*正規メンバー：COES(中国)、KOEM(韓国)、OSRL(シカゴ^ホール)、IESG(タイ)、HKRL(香港)、PIMMAG(マレーシア)、MDPC(日本)、OSCT(インドネシア)

4. その他

(1) 排出油等防除措置の実施に備え、特殊当座借越契約を継続する。

(2) 法人経営を担う理事（常務理事）を1名追加し、昨今の業務拡大に伴う業務量の増加、業務の多様化に適確に対応するため、業務執行体制の強化を図る。また、当該理事（常務理事）には、HNS等に関する専門知識を持ち、石油・石化企業にも詳しく、センターの業務について長年の現場経験を有する職員を登用する。